

参 考 資 料

1 平成24年度地域福祉課予算(案)の概要

平成24年度予算(案)の概要

社会・援護局地域福祉課

事 項	平成23年度 予 算 額 千円	平成24年度 予算額(案) 千円	差 引 増 △ 減 額 千円	備 考
1 社会的包摂・「絆」再生事業関係 ・ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 ・地域コミュニティ復興支援事業(新規)				(参考)平成23年度第三次補正予算 ○緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]の積み増し ・社会的包摂・「絆」再生事業 145億円 ・生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備 165億円 ○緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]の事業期間を平成24年度末まで延長
2 生活福祉資金貸付事業関係				【新規事項】 生活福祉資金貸付事業の事務費の補助規定の見直し(セーフティネット支援対策等事業費補助金)
3 地域福祉増進事業関係 ・安心生活創造事業 ・地域福祉等推進特別支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・民生委員・児童委員研修事業 ・消費生活協同組合指導監督事業	セーフティネット支援対策等事業費補助金(統合補助金)の内数			【新規事項】 ○地域人材活用支援事業(新規) (セーフティネット支援対策等事業費補助金) ・定年退職者等が持っている資格やノウハウなどの潜在的な社会資源を発掘し、地域の活躍の場に結びつけるコーディネーターを養成・配置し、高齢者や障害者などの社会的弱者等に対する支援を行う(補助率:1/2)
4 地方改善事業関係 (1)地方改善施設整備費 (2)地方改善事業費	5,583,371 927,000 4,656,371	5,288,977 787,000 4,501,977	▲ 294,394 ▲ 140,000 ▲ 154,394	
5 全国社会福祉協議会活動の推進関係	75,971	92,674	16,703	・ボランティアセンター機能の充実・強化 ・民生委員に対する情報支援 ・各種人権問題に対する施策の推進 等
6 ホームレス全国概数調査に係る経費関係	139,175	22,674	▲ 116,501	
7 その他(旧本省費等)	17,995	21,058	3,063	
合 計	5,816,512	5,425,383	▲ 391,129	

2 生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について

社援発0223第3号
平成24年2月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について

従来より、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」(平成13年3月30日社援保発第27号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)にて通知しているとおり、生活に困窮された方に関する情報が、地方自治体の福祉担当部局の窓口につながるよう、関係部局、機関等との連絡・連携体制について強化を図り、生活に困窮された方の把握や必要な支援に努めるようお願いしてきたところである。

今般、生活に困窮された方が公共料金等を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が発生している。また、一部の地方自治体においては、関係部局・機関(民生委員を含む)等との連絡・連携体制が十分に図られていない実態も見受けられる。

このような実態を踏まえ、生活に困窮された方に関する情報を地方自治体の福祉担当部局が適切に収集する観点から、改めて管内における電気・ガス等の事業者等との連絡・連携体制の実態を把握した上で、「福祉部局との連携等に係る協力について」(平成14年4月23日資源エネルギー庁関係課長通知)に留意し事業者等と連携を強化されたい。

なお、その際は事業者や民生委員等から得られる生活に困窮された方の情報が着実に必要な支援につながるよう、地方自治体の福祉担当部局にこうした情報を一元的に受け止める体制を構築されたい。こうした情報を得た地方自治体の福祉担当部局は、民生委員等と連携の上、必要に応じて、生活に困窮された方に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認を行うなど適切な支援を実施されたい。

今後、事業者と福祉関係部局との連携がより円滑に行われるようにするための方策について、検討することとしているのでご了知されたい。

なお、本通知については、資源エネルギー庁と協議済みであることを念のため申し添える。

3 地域主権一括法案による民生委員法の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案による民生委員法の一部改正

1 改正法に関する「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」の記述の抜粋

3 職員等の資格・定数等

[厚生労働省]

(9) 民生委員法（昭 23 法 198）

- ・ 民生委員の定数（4 条）は、条例（制定主体は都道府県）に委任する。条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 民生委員推薦会の委員の資格及び資格ごとの定数（8 条 2 項）は、廃止する。

4 その他の義務付け・枠付けの見直し

(2) 民生委員法（昭 23 法 198）

- ・ 都道府県知事の民生委員の推薦に係る地方社会福祉審議会への意見聴取（5 条 2 項）は、民生委員の委嘱手続を簡略化する観点から義務の緩和を行う。

2 改正の概要

（民生委員法第 4 条）

- 都道府県の自主性及び自立性を高め、より地域の実情に沿うようにする観点から、民生委員の定数について、現行法において厚生労働大臣の定める基準に従って都道府県知事が定めることとされているところを、都道府県の条例により定めることとする。
- 定数を条例で定めるに当たって、厚生労働大臣の定める基準は、「参酌すべき基準」とする。

（民生委員法第 5 条第 2 項）

- 都道府県知事は、市町村推薦会が推薦した民生委員について、厚生労働大臣に推薦を行うに当たり、民生委員の選任において慎重を期す観点から、地方社会福祉審議会の意見を聴くこととされている。
- 都道府県の自主性及び自立性を高め、より地域の実情に沿って民生委員の選任を行うことができるようにする観点から、都道府県知事が厚生労働大臣に推薦を行うに当たり、地方社会福祉審議会の意見を聴くこととされていることについては、これを意見を聴くよう努めるものとする規定に改める。

(民生委員法第8条第2項)

- 民生委員推薦会の委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱することとされている。
 - 一 市町村の議会の議員
 - 二 民生委員
 - 三 社会福祉事業の実施に関係のある者
 - 四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
 - 五 教育に関係のある者
 - 六 関係行政機関の職員
 - 七 学識経験のある者
- 市町村長の自主性及び自立性を高め、より地域の実情に沿って民生委員推薦会の委員を委嘱できるようにする観点から、市町村長が委嘱する民生委員推薦会の委員の資格についてはこれを廃止し、併せて資格ごとの定数を廃止する。

3 施行期日（附則第一条関係）

公布日（民生委員法第4条の改正規定は平成25年4月1日）

4 経過措置

第4条の改正規定については、施行の日から起算して1年を超えない期間内において、改正後の民生委員法に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、従前の定数によるものとする。

改 正 案	現 行
第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。 2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。	第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。 （新設）
第五条（略） 2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。	第五条（略） 2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いてこれを行う。
第八条（略） 2 委員は、当該市町村の区域の实情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。	第八条（略） 2 委員は、当該市町村の区域の实情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。 一 市町村の議会の議員

3・4（略）	二 民生委員 三 社会福祉事業の実施に係のある者 四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 五 教育に係のある者 六 関係行政機関の職員 七 学識経験のある者 3・4（略）
---------------	---

4 都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成23年調査				平成22年 調査の人数	23-22 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			平成21年 調査の人数	平成20年 調査の人数	平成19年 調査の人数
北海道	78	1	6	85	98	▲ 13	124	145	161
青森県	3	0	0	3	5	▲ 2	8	2	7
岩手県	8	0	0	8	15	▲ 7	21	23	32
宮城県	118	13	7	138	119	19	140	110	144
秋田県	8	0	0	8	12	▲ 4	15	10	8
山形県	7	1	0	8	7	1	18	7	11
福島県	11	1	2	14	22	▲ 8	20	27	15
茨城県	43	5	4	52	60	▲ 8	62	86	78
栃木県	59	1	2	62	63	▲ 1	74	81	79
群馬県	73	5	5	83	110	▲ 27	98	97	96
埼玉県	465	12	20	497	592	▲ 95	622	597	781
千葉県	428	21	13	462	510	▲ 48	503	524	594
東京都	2,597	75	0	2,672	3,125	▲ 453	3,428	3,796	4,690
神奈川県	1,629	31	25	1,685	1,814	▲ 129	1,804	1,720	2,020
新潟県	21	1	0	22	23	▲ 1	39	38	51
富山県	18	0	0	18	24	▲ 6	32	23	29
石川県	14	0	0	14	17	▲ 3	24	21	18
福井県	4	0	0	4	5	▲ 1	28	32	41
山梨県	19	0	11	30	36	▲ 6	38	41	42
長野県	7	0	0	7	14	▲ 7	13	13	29
岐阜県	20	8	1	29	47	▲ 18	74	67	59
静岡県	179	11	19	209	240	▲ 31	297	315	370
愛知県	504	15	125	644	747	▲ 103	929	851	1,023
三重県	31	4	7	42	55	▲ 13	61	68	61
滋賀県	7	0	2	9	14	▲ 5	18	20	32
京都府	229	16	34	279	295	▲ 16	353	401	407
大阪府	2,441	47	12	2,500	3,338	▲ 838	4,302	4,333	4,911
兵庫県	310	8	23	341	419	▲ 78	533	575	627
奈良県	3	0	0	3	11	▲ 8	14	19	22
和歌山県	26	1	0	27	29	▲ 2	56	74	70
鳥取県	2	0	0	2	1	1	3	3	6
島根県	1	0	0	1	1	0	4	4	7
岡山県	29	0	2	31	57	▲ 26	75	67	85
広島県	75	3	2	80	106	▲ 26	154	138	153
山口県	8	0	2	10	9	1	11	21	23
徳島県	3	0	0	3	4	▲ 1	8	13	33
香川県	16	1	4	21	28	▲ 7	27	24	34
愛媛県	40	1	3	44	37	7	38	40	25
高知県	4	1	3	8	5	3	14	24	23
福岡県	404	21	17	442	614	▲ 172	1,237	1,082	1,177
佐賀県	23	0	3	26	38	▲ 12	39	43	41
長崎県	12	0	0	12	15	▲ 3	13	11	30
熊本県	32	3	5	40	76	▲ 36	73	111	110
大分県	15	1	4	20	32	▲ 12	38	35	45
宮崎県	20	0	0	20	40	▲ 20	31	27	35
鹿児島県	35	1	3	39	43	▲ 4	57	59	62
沖縄県	130	6	0	136	152	▲ 16	189	200	167
合 計	10,209	315	366	10,890	13,124	▲ 2,234	15,759	16,018	18,564